

「元気発進！子どもプラン」次期計画(素案)の修正箇所一覧

(注)この表では、個別事務の修正箇所(事業名、事業概要)についての、再掲分での記載は省略します。

| ページ | 行 | 事業番号 | 修正前(素案) | 修正後(成案) | 理由 |
|--------------|----|------|---|--|-------------------|
| 表紙 | | | 「元気発進！子どもプラン」次期計画 | ※名称 「元気発進！子どもプラン(第2次計画)【平成27～31年度】」 | その他 (語句修正) |
| 《総論》 第1章～第3章 | | | | | |
| 1 | 21 | | 「(仮称)次期子どもプラン(北九州市次世代育成行動計画および北九州市子ども・子育て支援事業計画)【平成27～31年度】」 | ※名称 「元気発進！子どもプラン(第2次計画)【平成27～31年度】」 | その他 (語句修正) |
| 1 | 9 | | 質の高い幼児期の学校教育・保育や地域の子育て支援 | 質の高い幼児期の学校教育や保育、地域 | その他 (語句修正) |
| 1 | 21 | | 「(仮称)次期子どもプラン(北九州市次世代育成行動計画および北九州市子ども・子育て支援事業計画)【平成27～31年度】」 | ※名称 「元気発進！子どもプラン(第2次計画)【平成27～31年度】」 | その他 (語句修正) |
| 2 | 6 | | 「次世代育成行動計画」 | 「 <u>北九州市</u> 次世代育成行動計画」 | その他 (語句修正) |
| 2 | 7 | | 「子ども・子育て支援事業計画」 | 「 <u>北九州市</u> 子ども・子育て支援事業計画」 | その他 (語句修正) |
| 3 | 1 | | ○各計画の関係図 (仮称)元気発進！子どもプランの次期計画 | ※名称 【元気発進！子どもプラン(第2次計画)部分の名称を更新】 | その他 (語句修正) |
| 6 | 8 | | 平成24年の出生数は、8,213人、出生率(人口対千)は8.5(全国8.2)、合計特殊出生率(女性が一生の間に生むと推定される子どもの数)は1.53(全国1.41)で、いずれも過去最低となった平成17年と比較すると増加しています。 | <u>本市の平成25年の出生数は8,072人でした。その出生率(人口千対)は8.4(全国8.2)、合計特殊出生率(女性が一生の間に生むと推定される子どもの数)は1.55(全国1.43)で、いずれも全国値よりも上回っています。</u> | その他 (内容・データ修正) |
| 6 | 20 | | 平成25年には968,122人(推計人口)となりました。 | <u>平成26年には963,259人(推計人口)となりました。</u> | その他 (内容・データ修正) |
| 6 | 26 | | 本市の人口および全国の人口 | 【平成25年のデータを平成26年データに修正】 | その他 (内容・データ修正) |
| 6 | 26 | | 表中の「△」の表記 | 表中の「▲」に変更 | その他 (語句修正) |
| 6 | 28 | | 注:平成25年は北九州市推計人口(10月1日現在)と全国推計人口(7月1日現在) | 注: <u>平成26年</u> は北九州市推計人口(10月1日現在)と全国推計人口(<u>5月1日現在</u>) | その他 (内容・データ修正) |

| | | | | |
|----|----|---|---|--------------------|
| 7 | 2 | 本市の出生数は、第2次ベビーブーム(昭和46～49年)以降減少傾向にあり、平成17年には8,196人と過去最も少ない出生数となりました。その後は8,200人台から8,500人台の間で増減し、平成24年は8,213人(前年比164人減)となっています。 | 本市の出生数は、第2次ベビーブーム(昭和46～49年)以降減少傾向にあり、平成25年は、過去最も少ない8,072人(前年比141人減)となりました。過去10年間を見れば、8,000人台で増減を繰り返しています。 | その他 (内容・データ修正) |
| 7 | 5 | その後は6年連続で増加し、平成24年は1.53となっています。 | その後は増加傾向にあり、平成25年は1.55となっています。 | その他 (内容・データ修正) |
| 7 | 8 | 平成24年は30代前半が2,767人と最も多く、次いで20代後半2,488人、30代後半1,520人、20代前半991人でした。 | 平成25年は30代前半が2,704人と最も多く、次いで20代後半2,387人、30代後半1,581人、20代前半931人でした。 | その他 (内容・データ修正) |
| 7 | 12 | 平成24年が29.4歳となっています。 | 平成25年が29.6歳となっています。 | その他 (内容・データ修正) |
| 7 | 14 | 北九州市の出生数と出生率の推移 | 【平成25年データを追加】 | その他 (内容・データ修正) |
| 8 | 1 | 合計特殊出生率の年次推移 | 【平成25年度データを追加】 | その他 (内容・データ修正) |
| 8 | 3 | 北九州市の母親年齢階級別出生数の年次推移 | 【平成25年データを追加】 | その他 (内容・データ修正) |
| 9 | 1 | 出生順位第1子の母の平均年齢の推移 | 【平成25年データを追加】 | その他 (内容・データ修正) |
| 10 | 2 | 北九州市の初婚年齢の推移 | 【平成25年データを追加】 | その他 (内容・データ修正) |
| 12 | | *データの名称 「女性の年齢階級別労働力率」 | 「北九州市の女性の年齢階級別労働力率」 | その他 (語句修正) |
| 21 | 18 | 質の高い幼児期の学校教育・保育や地域の子育て支援を | 質の高い幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援を | その他 (語句修正) |
| 22 | 36 | 質の高い幼児期の学校教育・保育 | 質の高い幼児期の学校教育や保育 | その他 (語句修正) |
| 24 | 24 | *24行目の後【文章の追加】 | この計画では、第一に「子どもが主体という視点」を共通の基本的考えとして、保護者が子どもとしっかり向き合って子育てができるよう、全ての施策に取り組んでいきます。 | 市民意見 (内容・データ修正) |
| 24 | 28 | 特別な支援を要する家庭への支援を充実します。 | 特別な支援を要する子どもや家庭への支援を充実します。 | その他 (語句修正) |
| 25 | 6 | 喜びを直接感じることができる | 喜びや楽しさを直接感じることができる | 議員意見 (内容・データ修正) |

| | | | | |
|----|----|--|---|-------------------|
| 25 | 26 | 質の高い幼児期の学校教育・保育の提供、 | 質の高い幼児期の学校教育や保育の提供、 | その他 (語句修正) |
| 25 | 28 | 夫婦等が希望する人数の子どもを持てるよう、安心して生み育てられることができる環境づくりを進めていきます。 | <u>若い世代が安心して働き、希望通り結婚・出産・子育てをすることができる地域社会の実現を目指します。</u> | その他 (内容・データ修正) |
| 27 | 11 | ○「政策分野4」の説明文【文章の追加】 | <u>子どもの成長や子育てを支える取り組みは、全ての子どもや子育て家庭が対象です。その中でも、養育困難、ひとり親家庭、貧困、虐待、障害、疾病などの事情がある子どもや子育て家庭には、その状況に応じた特別な支援が必要です。</u> | その他 (内容・データ修正) |
| 27 | 16 | また、ひとり親家庭が | <u>ひとり親家庭が</u> | その他 (語句修正) |
| 27 | 18 | ○「政策分野4」の説明文【文章の追加】 | <u>そして、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策を総合的に進めます。</u> | その他 (内容・データ修正) |
| 27 | 20 | さらに、依然として | <u>また、依然として</u> | その他 (語句修正) |
| 27 | 20 | 発生し、深刻化している | <u>発生している</u> | その他 (内容・データ修正) |
| 27 | 20 | 児童虐待の早期発見 | 児童虐待の <u>発生予防</u> や早期発見 | その他 (内容・データ修正) |
| 27 | 23 | (12)ひとり親家庭への支援 | (12)ひとり親家庭等への支援 | その他 (内容・データ修正) |
| 27 | 30 | (1)幼児期における学校教育・保育の推進 | (1)幼児期 <u>の</u> 学校教育や保育の推進 | その他 (語句修正) |
| 27 | 32 | (3)幼児期の学校教育・保育の一体的提供および推進体制の確保 | (3)幼児期の学校教育や保育の一体的提供および推進体制の確保 | その他 (語句修正) |
| 27 | 33 | (4)幼児期の学校教育・保育や地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保と、資質向上のための取り組み | (4)幼児期の学校教育や保育、地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保と、資質向上のための取り組み | その他 (語句修正) |
| 30 | 1 | ○標題「元気発進！子どもプラン」の次期計画における全体概要(理念、視点、構成など) | ※名称「元気発進！子どもプラン(第2次計画)」の全体概要 | その他 (語句修正) |
| 30 | 1 | ■次期計画 | ☆計画に位置づけ:北九州市の子どもの健全育成や子育て支援の基本的方向および具体的な取り組みを示すもの ☆計画期間:平成27~31年度(5年間) | その他 (内容・データ修正) |
| 30 | 1 | 1(3) ④多様化・複雑化した悩みへの支援(これまでの施策の分類に当てはまりにくい取り組み) | 1(3) <u>④少子化への対応や多様化・複雑化した悩みへの支援</u> | その他 (内容・データ修正) |
| 30 | 1 | 1(5) ②男性の家事・育児への参加促進 | 1(5) ②男性の家事・育児への <u>参画</u> 促進 | その他 (語句修正) |

| | | | | |
|--------------|----|---|--|----------------------------|
| 30 | 1 | 4(12) 【柱の追加】 | 4(12) ②子どもの貧困対策 | 市民意見 議員意見 (内容・データ修正) |
| 30 | 1 | ○子ども・子育て支援事業計画 3幼児期の学校教育・保育の | 3幼児期の学校教育や保育の | その他 (語句修正) |
| 30 | 1 | ○子ども・子育て支援事業計画 4幼児期の学校教育・保育や地域 | 4幼児期の学校教育や保育、地域 | その他 (語句修正) |
| 《各論》 第4章～第5章 | | | | |
| 施策1 母子保健 | | | | |
| 34 | 6 | ○『を推進します。』の後 【文章の追加】 | 父母がともに子育てを楽しめるよう、男性にも分かりやすい子育て情報の提供に努めます。 | その他 (内容・データ修正) |
| 37 | 2 | ○事業2の後 【事業の再掲】 | 事業86「父親になる人への情報発信」の再掲 | その他 (事業等の再掲・移動) |
| 37 | 3 | *事業3「母子健康診査」の事業概要 妊婦や乳幼児に対する健康診査を公費助成することで、 | 妊婦や乳幼児に対する健康診査や新生児のスクリーニング検査等を公費助成することで、 | その他 (内容・データ修正) |
| 38 | 5 | (仮称)生涯を通じた女性の健康支援・妊娠・出産包括支援事業 <small>くすくす子育て支援事業</small> | (仮称)生涯を通じた女性の健康支援・妊娠・出産包括支援事業 | その他 (語句修正) |
| 44 | 22 | *事業22「乳幼児歯科健康診査」の事業概要 妊産婦、乳幼児やその養育者を対象としたさまざまな歯科保健事業(歯科健診、歯科保健指導、フッ化物塗布等)を実施し、むし歯等の歯科疾患の予防や適切な生活習慣の確立への支援を行い、健全な歯・口腔の育成と口腔機能の獲得を目指します。また、8020(ハチマルニイマル)運動の推進や歯と口の健康づくりの普及を目的に、啓発を行います。 | 乳幼児の歯科疾患の早期発見・早期対応を図り、健全な発育・発達、健康の保持増進を図るため、母子保健法第12条に定められた1歳6か月児歯科健康診査及び3歳児歯科健康診査を実施します。 《3歳児歯科健康診査を受診した人の割合》 25年度:54.1%⇒29年度:70% | その他 (内容・データ修正) |
| 44 | 23 | *事業23「親子歯科保健事業」の事業概要 妊産婦歯科検診や歯周疾患検診を実施し、成人期における歯周病の早期発見・早期対応を行い、重症化の予防を図るとともに歯と口の健康づくりに対する意識を向上させます。 また、口腔と全身の健康との関係に着目した歯周病予防に関する啓発活動を行います。 | 妊産婦、乳幼児やその養育者を対象としたさまざまな歯科保健事業(歯科健診、歯科保健指導、フッ化物塗布等)を実施し、むし歯等の歯科疾患の予防や適切な生活習慣の確立への支援を行い、健全な歯・口腔の育成と口腔機能の獲得を目指します。 | その他 (内容・データ修正) |

| | | | | |
|--------------------------|----|--|--|-------------------------------------|
| 44 | 24 | <p>*事業24「口腔保健支援センター」の事業概要 本市の状況に応じた歯科口腔保健施策を推進させるため、歯科口腔保健の推進に関する法律第15条に規定される「口腔保健支援センター」を設置し、歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発を進めます。また、関係機関・団体と連携し、市民の歯科疾患の予防等による口腔健康の保持増進に努めます。</p> <p>《3歳児歯科健康診査を受診した人の割合》 25年度:54.1%→29年度:70%</p> | <p>市民の歯科疾患の予防等による口腔保健の保持増進を目的とし各ライフステージにおいて歯科健(検)診を実施し、歯や口の異常や歯科疾患の早期発見・早期対応を行い、重症化の予防を図るとともに歯と口の健康づくりに対する意識を向上させます。</p> | <p>その他 (内容・データ修正)</p> |
| 44 | 25 | <p>*事業25「市民センターを拠点とした健康づくり事業」の事業概要 市民センター等を拠点として、市民が主体となった話し合い、目標設定、計画づくり、実践、事業評価を一つのサイクルとした健康づくり事業を、まちづくり協議会、健康づくり推進員の会、食生活改善推進協議会、医師会、歯科医師会、薬剤師会、栄養士会、行政(保健師等)などとの連携により行います。</p> | <p>市民センター等を拠点として、市民が主体となって地域の健康課題について話し合い、目標設定、計画づくり、実践、事業評価を一つのサイクルとした健康づくり事業を、まちづくり協議会が、健康づくり推進員の会や、食生活改善推進協議会と連携し、医師会、歯科医師会、薬剤師会、栄養士会、行政(保健師等)などの協力により行います。</p> | <p>その他 (内容・データ修正)</p> |
| <p>施策2 母子医療</p> | | | | |
| 50 | 29 | <p>*事業29「乳幼児等医療費支給事業」の事業概要 乳幼児等の健康の保持と健やかな育成を図るため、乳幼児等の保険診療による医療費の自己負担額を助成します。</p> | <p>乳幼児等の健康の保持と健やかな育成を図るため、乳幼児等の保険診療による医療費の自己負担額を助成します。 持続可能で安定的な制度とするため、財源確保の問題も含め、制度のあり方を検討します。</p> | <p>市民意見 議員意見 (内容・データ修正)</p> |
| <p>施策3 子育ての悩みや不安への対応</p> | | | | |
| 55 | 1 | <p>○P.54「エ. 子育てに関する情報提供」の後 【項目「オ」を追加】</p> | <p>オ. 結婚や出産に関わる希望 《現状》 「子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査」で、独身の人に結婚観を尋ねたところ、約8割の人が「結婚したい」との意向があります。 また、同調査で、理想的な子どもの人数と実際に持つつもりの人数を尋ねたところ、3人以上と回答した人の割合は、理想では45.5%に対し、実際には15.4%と、理想とする多人数の子どもが持てない現状がうかがえます。その主な理由には、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」「育児の心理的、肉体的負担が大きいから」などが挙げられています。 《課題》 ● 若い世代が持つ結婚・出産への希望がかなえられるよう、結婚や家族を持つことへの情報提供や行政が担う支援の形について検討する必要があります。 ● 多子世帯が抱える心身への負担や経済的負担の軽減など、子どもが欲しいと思う人の希望がかなう、子育てしやすい社会づくりへの取り組みを進める必要があります。</p> | <p>その他 (内容・データ修正)</p> |

| | | | | |
|----|----|---|---|--------------------|
| 56 | 12 | ④ 多様化・複雑化した悩みへの支援 (これまでの施策の分類に当てはまりにくい取り組み) | ④ 少子化への対応や多様化・複雑化した 悩みへの支援 | その他 (内容・データ修正) |
| 56 | 13 | 子育ての悩みは、社会環境の変化に応じて多様化・複雑化してきており、これまでなかったような悩みも発生しています。これらの悩みに対応し、少しでも軽減が図られるよう、工夫しながら支援に取り組めます。 | 人口減少・超高齢化など少子化が進む危機的状況を克服するため、若い世代の結婚・出産・子育ての希望がかなえられるようさまざまな取り組みを進めます。また、子育ての悩みは社会環境の変化に応じて多様化・複雑化するなど新たな課題も発生しており、これらに対応し、保護者が感じる負担が軽減されるよう工夫しながら支援に取り組めます。 | その他 (内容・データ修正) |
| 58 | 5 | ○「子育てが地域の人に支えられていると感じている割合」の後 【データの追加】 | ※「結婚に対する考え」は、19ページに掲載 ※「理想的な子どもの人数」「実際に持つつもりの子どもの人数」は、20ページに掲載 | その他 (事業等の再掲・移動) |
| 61 | 40 | *事業40「育児サークル・フリースペース活動への支援」の活動指標 《子育てに関わる団体等への補助件数》 25年度:100件⇒31年度:110件 | 《子育てに関わる団体等への補助件数》 25年度:100件⇒31年度:130件 | 議員意見 (内容・データ修正) |
| 67 | 52 | *事業23「NPO公益活動支援事業」の活動指標 《補助金交付件数》 25年度:52件⇒31年度:78件 | *活動指標 《補助金交付件数(累計)》 25年度:52件⇒31年度:78件 | その他 (語句修正) |
| 68 | 55 | *事業55「児童手当」の事業概要 次代の社会を担う子どもの育ちを支援することを目的に、児童手当を支給します。 | 次代の社会を担う子どもの育ちを支援することを目的に、児童手当を支給します。 なお、3歳以上小学校修了前の第3子以降には、加算して手当を支給します。 | その他 (内容・データ修正) |
| 70 | 57 | *事業57「私立幼稚園就園奨励事業」の事業概要 保護者の経済的負担の軽減と公私幼稚園間の保護者負担の格差是正を図るため、私立幼稚園に通う園児の世帯に対して、所得に応じて保育料等への補助を行います。 | 保護者の経済的負担の軽減と公私幼稚園間の保護者負担の格差是正を図るため、私立幼稚園に通う園児の世帯に対して、所得に応じて保育料等への補助を行います。 また、国の基準に基づき、多子世帯の保育料を軽減します。 | その他 (語句修正) |
| 71 | 58 | *事業58「子ども・家庭相談コーナー運営事業」の活動指標 《相談件数》 25年度:76,801人⇒増加 | 《相談件数》 25年度:76,801件⇒増加 | その他 (語句修正) |
| 75 | 1 | ④ 多様化・複雑化した悩みへの支援 (これまでの施策の分類に当てはまりにくい取り組み) | ④ 少子化への対応や多様化・複雑化した 悩みへの支援 | その他 (内容・データ修正) |
| 75 | 2 | ○柱④の表題の後 【小見出しを追加】 | 【結婚・妊娠・出産への支援】 | その他 (内容・データ修正) |
| 75 | 32 | ○事業32(再掲)の後 【事業を再掲】 | 事業5「(仮称)生涯を通じた女性の健康支援・妊娠・出産包括支援事業」を再掲 | その他 (事業等の再掲・移動) |
| 76 | 3 | ○事業5(再掲)の後 【小見出しを追加】 | 【多子世帯への支援】 | 議員意見 (内容・データ修正) |

| | | | | |
|----------------------|----|---|---|--------------------|
| 76 | 32 | ○小見出しの後 【事業を再掲】 | 事業55「児童手当」を再掲 | その他 (事業等の再掲・移動) |
| 76 | 32 | ○小見出しの後 【事業を再掲】 | 事業56「多子減免制度(国民健康保険の減免制度)」を再掲 | その他 (事業等の再掲・移動) |
| 76 | 32 | ○小見出しの後 【事業を再掲】 | 事業57「私立幼稚園就園奨励事業」を再掲 | その他 (事業等の再掲・移動) |
| 76 | 32 | ○小見出しの後 【事業を再掲】 | 事業145「私立幼稚園等保育料の負担軽減」を再掲 | その他 (事業等の再掲・移動) |
| 76 | 32 | ○小見出しの後 【事業を再掲】 | 事業146「保育料の軽減」を再掲 | その他 (事業等の再掲・移動) |
| 77 | 32 | ○小見出しの後 【事業を追加】 | 【事業名】 保育所等の利用調整におけるきょうだい児の優先措置「子ども家庭局・保育課」 【事業概要】 きょうだい児が保育所等の利用を希望する場合、市が行う利用者決定のための調整において、優先度を上げる措置を設けます。 | 議員意見 (事業の追加) |
| 77 | 32 | ○小見出しの後 【事業を再掲】 | 事業110「多子世帯向け市営住宅への優先入居」を再掲 | その他 (事業等の再掲・移動) |
| 77 | 67 | *事業67「保育所等の利用調整におけるきょうだい児の優先措置」の事業概要 きょうだい児が保育所等の利用を希望する場合、市が行う利用者決定のための調整において、優先度を上げる措置を設けます。 | きょうだい児が保育所等の利用を希望する場合、市が行う利用者決定のための調整において、優先度を上げる対象ケースを拡大します。 | その他 (内容・データ修正) |
| 施策4 家庭の教育力の向上 | | | | |
| 80 | 10 | 非行や虐待の未然防止 | 非行や虐待の発生予防 | その他 (内容・データ修正) |
| 81 | 4 | ○参考データの「○起床時刻」 ※就学前児童の基本的な生活習慣は | ※子どもの基本的な生活習慣(平日)は | その他 (語句修正) |
| 83 | 42 | 事業42「子育てネットワークの充実」(再掲)を移動 | P83、事業69「PTA活動との連携」の後に移動 | その他 (事業等の再掲・移動) |
| 84 | 70 | ○事業42(再掲)の後 【事業の追加】 | 【事業名】 親育ち支援連続講座等の実施「子ども家庭局・子ども家庭政策課」 【事業概要】 子育てふれあい交流プラザや子どもの館などの子育て支援施設において、その施設の特徴を生かし、幅広い年代にわたる親育ち支援のための講座を体系的に実施します。 | その他 (事業の追加) |

| | | | | |
|-------------------------------|-----|---|---|--------------------|
| 87 | 74 | <p>*事業76「家族のためのペアレントトレーニング事業」の事業概要 虐待の再発防止および未然防止を図るため、「虐待を行った保護者」および「養育不安のある保護者」に対して、「家族再統合コース」、「養育不安コース」の二種類のプログラムを実施し、児童に対する養育技術に関する訓練を行います。</p> | <p>虐待の再発防止および発生予防を図るため、「虐待を行った保護者」および「養育不安のある保護者」に対して、「家族再統合コース」、「養育不安コース」の二種類のプログラムを実施し、児童に対する養育技術に関する訓練を行います。 <u>また、保護者がより受講しやすいプログラムである「COMMONSENSEペアレンティング」の導入についても検証し、より効果的な事業となるよう取り組みます。</u></p> | 議員意見 (内容・データ修正) |
| 施策5 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 | | | | |
| 91 | 10 | ※ 女性の年齢階級別労働力率は、12ページに掲載。 | ※ 北九州市の女性の年齢階級別労働力率は、12ページに掲載。 | その他 (語句修正) |
| 94 | 80 | [総務企画局・人材育成、女性活躍推進課] | [総務企画局・人材育成・女性活躍推進課] | その他 (語句修正) |
| 94 | 80 | <p>*事業80「市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進」の事業概要 職員のワーク・ライフ・バランスを推進するため、「北九州市職員の次世代育成支援プログラム」に基づき、各種研修や啓発活動等による職員の意識改革、仕事の見直し・改善、仕事と子育ての両立支援等について取り組みます。</p> | <p>職員のワーク・ライフ・バランスを推進するため、「<u>第三期特定事業主行動計画</u>」に基づき、各種研修や啓発活動等による職員の意識改革、仕事の見直し・改善、仕事と子育ての両立支援等について取り組みます。</p> | その他 (内容・データ修正) |
| 施策6 安全・安心なまちづくり | | | | |
| 100 | 88 | <p>*事業88「地域に役立つ公園づくり事業」の事業概要 ワークショップ形式で計画段階から地域住民の意見を聞き、地域ニーズを反映した公園整備を行うことで、これまで以上に利用される公園を目指します。</p> | <p><u>身近な公園の再整備について、小学校区単位のワークショップ</u>で計画段階から地域住民の意見を聞き、地域ニーズを反映した整備を行うことで、これまで以上に利用される公園を目指します。</p> | その他 (内容・データ修正) |
| 103 | 100 | <p>*事業100「消防“夢”コンサート事業」の事業概要 市内の小学校(特別支援学校含む)に出向き、音楽教育の一環としてコンサートを実施します。消防音楽隊による生演奏やカラーガード隊の統制された演技を通じて、本物の音楽の素晴らしさや多くの仲間と音楽を創造するチームワークの重要性を伝える等「心の教育」を実践します。また、火災をはじめとする災害の注意喚起を行い、幼少期からの「防火・防災意識」の高揚および普及を図ります。</p> | <p>市内の小学校(特別支援学校含む)に出向き、<u>防火・防災教育</u>の一環としてコンサートを実施します。消防音楽隊による生演奏やカラーガード隊の統制された演技を通じて、本物の音楽の素晴らしさや多くの仲間と音楽を創造するチームワークの重要性を伝える等「心の教育」を実践します。また、火災をはじめとする災害の注意喚起を行い、幼少期からの「防火・防災意識」の高揚と普及を図ります。</p> | その他 (内容・データ修正) |
| 104 | 105 | <p>*事業105「J-DIG(中学生を対象とした災害図上訓練)」の補記 「拡充」の削除</p> | 削除 | その他 (内容・データ修正) |

| 施策7 幼児期の学校教育や保育の提供 | | | | |
|--------------------|-----|---|--|--------------------|
| 108 | 18 | 質の高い幼児期の学校教育・保育を提供するとともに、 | 質の高い幼児期の学校教育や保育を提供するとともに、 | その他 (語句修正) |
| 108 | 24 | 幼児期の学校教育・保育の重要性が | 幼児期の学校教育や保育の重要性が | その他 (語句修正) |
| 111 | 11 | 保育所児童保育要録、幼稚園幼児指導要録の作成や就学前の連絡会の実施などにより、就学先との情報の共有・伝達などに引き続き取り組む必要があります。 | 保育所児童保育要録、幼稚園幼児指導要録等の作成・活用や就学前の連絡会の実施などにより、就学先との情報の共有・伝達などに引き続き取り組む必要があります。 | その他 (語句修正) |
| 112 | 2 | 質の高い幼児期の学校教育・保育の提供 | 質の高い幼児期の学校教育や保育の提供 | その他 (語句修正) |
| 112 | 8 | あわせて、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園への普及を図ります。 | あわせて、 <u>教育・保育施設の利用状況や利用者の希望とともに、幼稚園、保育所事業者の意向などを踏まえ、幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ認定こども園への移行支援・普及に努めていきます。</u> | 議員意見 (内容・データ修正) |
| 112 | 26 | 保育所、幼稚園等と小学校間が連携し、保育所、幼稚園等の保育環境から小学校の学習環境への円滑な接続を図ります。また、教育・保育に必要な情報伝達を行う仕組みとして、保育所児童保育要録や幼稚園幼児指導要録を作成・活用します。 | 保育所、幼稚園等と小学校間が連携し、保育所、幼稚園等の保育環境から小学校の学習環境への円滑な接続を図ります。また、教育・保育に必要な情報伝達を行う仕組みとして、保育所児童保育要録や幼稚園幼児指導要録等を作成・活用します。 | その他 (語句修正) |
| 112 | 29 | また、認定こども園については、幼児期の学校教育・保育、 | また、認定こども園については、幼児期の学校教育や保育、 | その他 (語句修正) |
| 113 | 2 | 幼児期の学校教育・保育を希望する保護者が、 | 幼児期の学校教育や保育を希望する保護者が、 | その他 (語句修正) |
| 113 | 8 | ○保育所待機児童数の指標の後【文章の追加】 | <u>※平成29年度末までの待機児童の解消を目指しています。</u> | その他 (語句修正) |
| 116 | 117 | *事業117「認定こども園の運営支援」の事業概要 認定こども園の普及を図るため、その運営を支援するため、認定こども園を運営する幼稚園に対して、費用の一部を助成します。 | <u>教育・保育施設の利用状況や利用者の希望とともに、事業者の意向などを踏まえ、認定こども園の普及を図るため、認定こども園の運営費用の一部を助成します。</u> | 議員意見 (内容・データ修正) |
| 116 | 118 | *事業118「認定こども園整備事業」の事業概要 認定こども園の普及を図るため、施設整備を行う幼稚園に対して、費用の一部を助成します。 | <u>教育・保育施設の利用状況や利用者の希望とともに、事業者の意向などを踏まえ、認定こども園の普及を図るため、施設整備を行う幼稚園に対して、費用の一部を助成します。</u> | 議員意見 (内容・データ修正) |
| 116 | 119 | *事業119「小規模保育事業の運営支援」の活動指標 《実施箇所数》 25年度:0か所⇒31年度:48か所 | 《実施箇所数》 25年度:0か所⇒31年度: <u>47か所</u> | その他 (内容・データ修正) |

| | | | | |
|---------------------|-----|--|--|--------------------|
| 117 | 126 | *事業126「産休明け保育等の対応の強化(家庭保育員の充実)」の事業概要 保護者の就労等のため保育の必要性のある生後57日以上、原則2歳までの児童を、保護者から委託を受け、自宅等を開放して、家庭的な保育を行います。 | 保護者の就労等のため保育を必要とする生後57日以上 <u>3歳未満児</u> を、保護者から委託を受け、自宅等を開放して、家庭的な保育を行います。 | その他 (語句修正) |
| 122 | 145 | *事業145「私立幼稚園等保育料の負担軽減」の事業概要 「子ども・子育て支援新制度」に移行する私立幼稚園等については、国の示す利用者負担額を基準としながら、市独自の負担軽減に努めます。 また、国の基準に基づき、多子世帯の保育料を軽減します。 | 子ども・子育て支援新制度における私立幼稚園等の利用者負担(保育料)については、国の示す利用者負担額を基準としながら、 <u>保護者の負担軽減</u> に努めます。 <u>また、国の基準に基づき、多子世帯の保育料を軽減</u> します。 | その他 (語句修正) |
| 122 | 146 | *事業146「保育料の軽減」の事業概要 保育料は、国の示す基準額に基づいて定めることを基本としています。市独自の措置として保護者負担の軽減に努めます。 | <u>保育所等の利用者負担(保育料)については、国の示す利用者負担額を基準としながら、保護者の負担軽減</u> に努めます。 <u>また、国の基準に基づき、多子世帯の保育料を軽減</u> します。 | その他 (語句修正) |
| 123 | 149 | ○事業149の後 【事業の再掲】 | 事業156「障害児保育の充実」を再掲 | その他 (事業等の再掲・移動) |
| 125 | 151 | *事業151「延長保育事業<特別保育事業補助>」の活動指標 《実施施設数:午後7時まで》 26年度:146施設⇒31年度:160施設 | 《実施施設数:午後7時まで》 26年度:146施設⇒31年度: <u>158施設</u> | その他 (内容・データ修正) |
| 125 | 153 | *事業153「一時保育事業<特別保育事業補助>」の活動指標 《実施施設数》 26年度:69施設⇒31年度:88施設 | 《実施施設数》 26年度:69施設⇒31年度: <u>86施設</u> | その他 (内容・データ修正) |
| 128 | 157 | *事業157「幼稚園・保育所等から小学校・特別支援学校への連絡体制・情報共有機能の強化」の事業概要 特別な支援を要する児童が小学校や特別支援学校に入学する際、幼稚園や保育所、障害児施設から必要な情報が引き継がれるよう、相互の連絡体制の確保や情報共有機能の強化を図ります。 | 特別な支援を要する児童が小学校や特別支援学校に入学する際、 <u>幼稚園・保育所等</u> や障害児施設から必要な情報が引き継がれるよう、相互の連絡体制の確保や情報共有機能の強化を図ります。 | その他 (語句修正) |
| 施策8 放課後児童クラブ | | | | |
| 139 | 176 | *事業176「放課後児童クラブの利用内容の充実(放課後児童クラブ運営費)」 【事業名の一部削除】 放課後児童クラブの運営体制の充実 <u>(放課後児童クラブ管理費)</u> | 放課後児童クラブの利用内容の充実 | その他 (語句修正) |

| | | | | |
|-------------------------------|-----|---|--|-------------------|
| 139 | 176 | *事業176「放課後児童クラブの利用内容の充実(放課後児童クラブ運営費)」活動指標 《19:00以降まで開設するクラブの割合》 25年度:13.7%⇒31年度:50% | 《午後7時以降まで開設するクラブの割合》 25年度:13.7%⇒31年度:50% | その他 (語句修正) |
| 139 | 177 | *事業177「放課後児童クラブの運営体制の充実(放課後児童クラブ管理費)」 【事業名の一部削除】 放課後児童クラブの運営体制の充実 <u>放課後児童クラブ管理費</u> | 放課後児童クラブの運営体制の充実 | その他 (語句修正) |
| 施策9 青少年の健全育成 | | | | |
| 147 | 182 | *事業182「青少年の家の運営<青少年施設改修事業>」の事業名 青少年の家の運営 <青少年施設改修事業> | <u>青少年の家の運営</u> | その他 (語句修正) |
| 148 | 187 | *事業187「野外教育等推進事業」活動指標 《施設利用者延べ人数》 25年度:121,500人⇒増加 | *活動指標 《施設利用者延べ人数》 25年度: <u>129,636人</u> ⇒増加 | その他 (内容・データ修正) |
| 154 | 211 | *事業211「地産地消・学校給食推進事業」名称変更 | <u>地元いちばん推進事業</u> | その他 (内容・データ修正) |
| 159 | 223 | *事業223「いじめ対策の充実」の事業概要 いじめは児童生徒に関わる最重要課題の一つであることから、未然防止に取り組むとともに事案の早期発見・早期解決や、社会性の育成を含む多様な支援を行うことで問題解決に取り組めます。 「北九州市いじめの防止基本方針(案)」に基づく、いじめ問題に係る各種取り組みの実施により、いじめの状況把握、分析および調査研究並びに関係機関との連携等により、いじめ問題の解決を図ります。 | いじめは児童生徒に関わる最重要課題の一つであることから、未然防止に取り組むとともに事案の早期発見・早期解決や、社会性の育成を含む多様な支援を行うことで問題解決に取り組めます。 「北九州市いじめの防止基本方針(案)」に基づく、いじめ問題に係る各種取り組みの実施により、いじめの状況把握、分析および調査研究並びに関係機関との連携等により、いじめ問題の解決を図ります。 | その他 (語句修正) |
| 159 | 223 | *事業223「いじめ対策の充実」の事業概要 ○「北九州市いじめ問題専門委員会(案)」による調査審議 | ○「 <u>北九州市いじめ問題専門委員会(案)</u> 」による調査審議 | その他 (語句修正) |
| 159 | 223 | *事業223「いじめ対策の充実」の事業概要 【○項目を追加】 | ○「 <u>北九州市いじめ・非行防止連絡会議</u> 」による関係機関・団体との連携強化 | その他 (内容・データ修正) |
| 施策10 子ども・若者の自立や立ち直りの支援 | | | | |
| 161 | 16 | 就業意識や職業能力向上のための講座等を実施し、地域の若年者の就業支援に取り組みました。 | 就業意識や職業能力向上のための講座等を実施し、地域の若年者の就業支援に取り組みました。 | その他 (語句修正) |

| | | | | |
|------------------------------|-----|--|--|--------------------|
| 166 | 230 | *事業230「ひきこもり地域支援センター「すてっぷ」の運営」の活動指標 《相談延べ件数》 25年度:1,510件⇒維持 | 《相談延べ件数》 25年度:1,510件⇒現状維持 | その他 (語句修正) |
| 167 | 232 | *事業232「ユースステーションの運営」の事業概要 中・高校生をはじめとした若者が、学習や体験、スポーツ文化活動、仲間との交流等を通じて、自己を発見し、社会性や自立性を身につける場となる「ユースステーション」の運営を行います。 | 中・高校生をはじめとした若者が、学習や体験、スポーツ文化活動、仲間との交流等を通じて、自己を発見し、社会性や自立性を身につける場となる「ユースステーション」の運営を行います。 <u>こうした新たなニーズへの対応について、運営形態や設置場所などを含め、青少年施設のあり方の中で検討を進めます。</u> | 議員意見 (内容・データ修正) |
| 167 | 233 | 「若者ワークプラザ北九州」の運営により、おおむね40歳までの若年求職者に対して、就職関連情報の提供、就業相談や職業能力向上のための講座・セミナー、希望や適性に合った職業紹介等を実施するほか、若年者を対象とした求人開拓を実施し、地元企業への就職を促進します。 | 「若者ワークプラザ北九州」の運営により、おおむね40歳までの若年求職者に対して、 <u>職業相談や講座・セミナー、希望や適性に合った職業紹介、就職関連情報の提供等</u> を実施し、地元企業への就職を促進します。 | その他 (内容・データ修正) |
| 施策11 社会的養護が必要な子どもへの支援 | | | | |
| 171 | 15 | ○成果の指標 1小規模グループケアの設置数 (25年度:11か所⇒31年度:14か所) | <u>1地域小規模児童養護施設・小規模グループケアの実施箇所数</u> (25年度:11か所⇒31年度:23か所) | その他 (語句修正) |
| 173 | 239 | *事業239「地域小規模児童養護施設・小規模グループケアの実施」の活動指標 《小規模グループケア実施箇所数》 25年度:11か所⇒31年度:21か所 《地域小規模児童養護施設数》 25年度:0か所⇒31年度:2か所 | 《 <u>地域小規模児童養護施設・小規模グループケア実施箇所数</u> 》 <u>25年度:11か所⇒31年度:23か所</u> | その他 (語句修正) |
| 施策12 ひとり親家庭等への支援 | | | | |
| 176 | 1 | 施策(12)ひとり親家庭への支援 | 施策(12)ひとり親家庭等への支援 | その他 (内容・データ修正) |
| 176 | 12 | 母子父子寡婦福祉資金貸付制度 | <u>母子・寡婦福祉資金貸付制度</u> | その他 (語句修正) |
| 176 | 15 | また、平成26年10月からは、福祉資金の貸付もその対象となるほか、母子福祉センターの名称も母子・父子福祉センターに改めます。 | また、平成26年10月からは、福祉資金の貸付もその <u>対象とし</u> 、母子福祉センターの名称も母子・父子福祉センターに改めました。 | その他 (語句修正) |
| 177 | 16 | ウ. 教育の状況 | ウ. <u>子どもの貧困</u> | その他 (内容・データ修正) |

| | | | | |
|-----|-----|--|--|--------------------|
| 177 | 18 | ○「ウ. 子どもの貧困」の現状 【文章を追加】 | 我が国の子どもの貧困率は16.3%(2012年厚生労働省データ)であり、先進国の中でも厳しいこと(2010年OECD加盟34か国中25位)が指摘されており、子どもの貧困対策の推進に関わる法律において、地方自治体は国と協力しながら、地域の状況に応じた子どもの貧困対策に関わる施策を講じることとされています。 | その他 (内容・データ修正) |
| 177 | 21 | 子どもの貧困対策の推進に関わる法律において、地方自治体は国と協力しながら、地域の状況に応じた子どもの貧困対策に関わる施策を講じることとされています。 | 子どもの貧困対策の推進に関する法律において、地方自治体は国と協力しながら、地域の状況に応じた子どもの貧困対策に関する施策を講じることとされています。 | その他 (語句修正) |
| 177 | 25 | ○「ウ. 子どもの貧困」の課題 【文章を追加】 | ● 貧困は、子どもたちの生活や成長にさまざまな影響を及ぼすことが指摘されており、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、必要な成育環境の整備に努める必要があります。 | その他 (内容・データ修正) |
| 178 | 2 | ○施策の方向性 『ひとり親家庭が自立し、安定した生活を営むことができる社会環境づくり』 | 『ひとり親家庭等が自立し、安定した生活を営むことができる社会環境づくり』 | その他 (内容・データ修正) |
| 178 | 7 | ○柱①の後 【施策の柱を追加】 | ② 子どもの貧困対策 子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、教育や生活、就労の支援、経済的支援など必要な環境整備を総合的に進めます。 | 議員意見 (内容・データ修正) |
| 178 | 16 | ○成果指標2の後 【指標を追加】 | 3 ひとり親家庭の就業率 (i) 母子家庭(23年度:83.6%⇒増加) (ii) 父子家庭(23年度:91.8%⇒増加) ※ただし、指標となる数値は、「母子家庭実態調査」時のみ把握 | その他 (内容・データ修正) |
| 180 | 10 | ○「○父子家庭の行政機関に対する要望事項」の後 【参考データを追加】 | 「全国の相対的貧困率の年次推移」を掲載 | その他 (内容・データ修正) |
| 182 | 251 | ○事業249の事業名 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金 | 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の利用促進 | その他 (語句修正) |
| 183 | 256 | ○事業259を移動 | 【移動】 | その他 (事業等の再掲・移動) |
| 184 | 58 | ○事業58(再掲)の後 【柱②を追加】 | ②子どもの貧困対策 | 議員意見 (内容・データ修正) |
| 184 | 58 | ○柱「②子どもの貧困対策」の後 【事業を移動】 | 事業259「子どもの学習支援」を移動 | その他 (事業等の再掲・移動) |
| 185 | 58 | ○柱「②子どもの貧困対策」の後 【事業を再掲】 | 事業226「スクールソーシャルワーカー活用事業」を再掲 | その他 (事業等の再掲・移動) |

| | | | | |
|-----|-----|------------------------|--|--------------------|
| 185 | 260 | ○柱「②子どもの貧困対策」の後【事業を追加】 | 【事業名】 児童生徒・学生に対する就学の機会均等を図るための経済的支援[教育委員会・学事課] 【事業概要】 教育の機会均等を図るため、経済的理由によって就学が困難な児童生徒に対する学用品費等の支給や、学生に対する奨学資金の貸付を行い、小・中学校における義務教育の円滑な実施や高校・大学等における有用な人材の育成を図ります。 ○義務教育において経済的理由により就学困難な児童生徒に対する学用品費等を支給する就学援助 ○高校・大学等において経済的理由により修学困難な学生等に対する奨学金の貸付 ○高校・大学等において家計急変により修学機会を失う恐れのある学生等に対する緊急的な奨学金の貸付 | その他 (事業の追加) |
| 185 | 58 | ○柱「②子どもの貧困対策」の後【事業を再掲】 | 事業257「母子・父子世帯向け市営住宅への優先入居」の再掲 | その他 (事業等の再掲・移動) |
| 186 | 58 | ○柱「②子どもの貧困対策」の後【事業を再掲】 | 事業240「自立援助ホームの運営」の再掲 | その他 (事業等の再掲・移動) |
| 186 | 58 | ○柱「②子どもの貧困対策」の後【事業を再掲】 | 事業241「児童養護施設等入所児童への運転免許取得費助成など自立支援事業」の再掲 | その他 (事業等の再掲・移動) |
| 186 | 58 | ○柱「②子どもの貧困対策」の後【事業を再掲】 | 事業247「ひとり親家庭自立支援給付金事業」の再掲 | その他 (事業等の再掲・移動) |
| 187 | 58 | ○柱「②子どもの貧困対策」の後【事業を再掲】 | 事業248「母子・父子福祉センター事業」の再掲 | その他 (事業等の再掲・移動) |
| 187 | 58 | ○柱「②子どもの貧困対策」の後【事業を再掲】 | 事業249「母子自立支援プログラム策定事業の充実」の再掲 | その他 (事業等の再掲・移動) |
| 187 | 58 | ○柱「②子どもの貧困対策」の後【事業を再掲】 | 事業250「ひとり親家庭のための合同就職説明会」の再掲 | その他 (事業等の再掲・移動) |
| 187 | 58 | ○柱「②子どもの貧困対策」の後【事業を再掲】 | 事業251「母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の利用促進」の再掲 | その他 (事業等の再掲・移動) |
| 188 | 58 | ○柱「②子どもの貧困対策」の後【事業を再掲】 | 事業252「ひとり親家庭等医療費支給事業」の再掲 | その他 (事業等の再掲・移動) |
| 188 | 58 | ○柱「②子どもの貧困対策」の後【事業を再掲】 | 事業253「児童扶養手当」の再掲 | その他 (事業等の再掲・移動) |
| 188 | 58 | ○柱「②子どもの貧困対策」の後【事業を再掲】 | 事業258「ひとり親家庭施策の周知」の再掲 | その他 (事業等の再掲・移動) |

| | | | | |
|-----|-----|----------------------------|--|-------------------------|
| 188 | 261 | ○柱「②子どもの貧困対策」の後 【事業を追加】 | 【事業名】 子どもの貧困対策の推進に関わる会議の 設置[子ども家庭局・子ども家庭政策課] 【事業概要】 子どもの貧困対策は、子育て、福祉、教育 をはじめ、雇用、住環境など幅広い分野に わたる取り組みであり、全市的・全庁的な 立場から、貧困の現状や課題を共有し、総 合的に対策を進める体制づくりに取り組み ます。 | 市民意見 議員意見 (事業の追加) |
|-----|-----|----------------------------|--|-------------------------|

施策13 児童虐待への対応

| | | | | |
|-----|-----|---|---|------------------------|
| 191 | 6 | 支援を行うとともに、児童虐待が発生 した場合、虐待が深刻化する前に早 期発見・早期対応に努めます。また、 子どもの安全を守るための一時保護や 虐待後のケアなど、家族の再統合に 向けた保護者への支援を進めます。 | 支援を行います。また、児童虐待が深刻化 する前に早期発見・早期対応に <u>取り組み</u> 、 <u>子どもの安全を守るための一時保護や被 虐待児のケア、家族再統合に向けた保護 者への支援等を行うことで児童虐待の防 止に努めます。あわせて、児童虐待による 死亡事案の発生件数ゼロを目指します。</u> | その他 (内容・データ修 正) |
| 195 | 262 | * 事業262「児童虐待の早期発見・迅速 かつ適切な対応および児童への支援のた めの連携強化」の事業名 【担当課を追加】 | [子ども家庭局・子育て支援課] | その他 (内容・データ修 正) |
| 195 | 262 | * 事業262「児童虐待の早期発見・迅速 かつ適切な対応および児童への支援のた めの連携強化」の事業概要 「○子ども総合センターと各区子ども・ 家庭相談コーナーの連携強化による 虐待の通告・相談から支援までの体制 の充実および居所不明児童の安全確 認のための取り組み強化」 | 「○子ども総合センターと各区子ども・家庭 相談コーナーの連携強化による虐待の通 告・相談から支援までの体制の充実」 | その他 (事業等の再 掲・移動) |
| 195 | 262 | * 事業262「児童虐待の早期発見・迅速 かつ適切な対応および児童への支援のた めの連携強化」の事業概要 【○項目を追加】 | ○虐待リスクの高い居所不明児童の早期 発見・迅速かつ適切な対応の向上を図る ため、関係機関との連携を強化 ○児童の実態が把握できない場合や虐待 が疑われる場合は、速やかな児童の安全 確認・安全確保のため、保護者への出頭 要求や捜索、全国の児童相談所間の情報 共有、警察への捜索願いの提出等を実施 | その他 (内容・データ修 正) |

施策14 障害のある子どもへの支援

| | | | | |
|-----|-----|--|---------------------------------------|---------------|
| 207 | 265 | * 事業265「おもちゃライブラリーの運営」 の活動指標 《おもちゃの貸出点数》 25年度:384点⇒維持 | 《おもちゃの貸出点数》 25年度:384点⇒ <u>現状維持</u> | その他 (語句修正) |
| 212 | 275 | * 事業275「小学生ふうせんバレーボー ル大会」の活動指標 《大会参加者数》 25年度:337人⇒維持 | 《大会参加者数》 25年度:337人⇒ <u>現状維持</u> | その他 (語句修正) |

| | | | | |
|--------------------------|-----|---|---|--------------------|
| 214 | 280 | *事業280「ホームヘルプサービス事業」の事業概要 ホームヘルパーの派遣を希望する在宅の障害児(者)に対し、支給時間(利用できる時間数)を決定し、これに基づき、障害児(者)は事業者から身体介護や家事援助等のサービス提供を受けます。そのサービスに要した費用を市が負担します。 | ホームヘルパーの派遣を希望する在宅の障害児(者)に対し、支給時間(利用できる時間数)を決定し、これに基づき、障害児(者)は事業者から身体介護や家事援助等のサービス提供を受けます。 | その他 (内容・データ修正) |
| 214 | 282 | *事業282「北九州市障害者基幹相談支援センターの運営」の活動指標 《相談件数》 25年度:23,484件⇒維持 | 《相談件数》 25年度:23,484件⇒現状維持 | その他 (語句修正) |
| 218 | 287 | *事業287「補装具費の支給」の活動指標 《年間支給件数》 25年度:3,255件⇒維持 | 《年間支給件数》 25年度:3,255件⇒現状維持 | その他 (語句修正) |
| 第5章 子ども・子育て支援事業計画 | | | | |
| 222 | 2 | 1 幼児期における学校教育・保育の推進 | 1 幼児期 の 学校教育や保育の推進 | その他 (語句修正) |
| 222 | 19 | ○(1)教育保育の提供区域の設定 【用語の説明を追加】 | *「教育・保育」とは、認定こども園、幼稚園、保育所の施設と、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の事業を示します。 | 市民意見 (内容・データ修正) |
| 222 | 23 | 教育・保育事業の量の見込み | 教育・保育の量の見込み | その他 (語句修正) |
| 223 | 3 | (*1)「保育利用率」とは | (*3)「保育利用率」とは | その他 (語句修正) |
| 223 | 3 | ○教育・保育の量の見込みと確保の方策 【用語の説明を追加】 | (*1)「教育・保育施設」とは、認定こども園、幼稚園、保育所を示します。 (*2)「地域型保育事業」とは、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の事業を示します。 | 市民意見 (内容・データ修正) |
| 223 ～ 225 | | ○教育・保育の量の見込みと確保の方策 【確保の方策の数値修正】 | 次期子どもプラン(成案)「第5章 北九州市子ども・子育て支援事業計画」のとおり | その他 (内容・データ修正) |
| 229 | 3 | 一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした預かり保育)は、市内全ての私立幼稚園で実施している預かり保育からの移行に対応するため、その提供区域は市全域を単位として設定します。 | 一時預かり事業(幼稚園における在園児等を対象とした預かり保育)は、市内全ての私立幼稚園で実施している預かり保育からの移行に対応するため、その提供区域は市全域を単位として設定します。 | その他 (語句修正) |
| 229 | キ① | ○キ①幼稚園預かり保育事業 【確保の方策の数値修正】 | 次期子どもプラン(成案)「第5章 北九州市子ども・子育て支援事業計画」のとおり | その他 (内容・データ修正) |
| 229 | キ② | ○キ②一時保育事業、ほっと子育てふれあい事業(就学前児童)、トワイライトステイ事業 【確保の方策の数値修正】 | 次期子どもプラン(成案)「第5章 北九州市子ども・子育て支援事業計画」のとおり | その他 (内容・データ修正) |

| | | | | |
|-----|----|---|--|-------------------|
| 230 | | ク ○ク. 延長保育事業(時間外保育事業) 【確保の方策の数値修正】 | 次期子どもプラン(成案)「第5章 北九州市子ども・子育て支援事業計画」のとおり | その他 (内容・データ修正) |
| 232 | | サ ○サ. 放課後児童クラブ(放課後健全育成事業)の後 【項目「シ」の追加】 | シ. <u>子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業など</u> <u>子どもの人権を侵害し、心身の発達に影響を及ぼす虐待などから子どもを守るために、要保護児童対策地域協議会をはじめとし、警察や医療、行政など関係機関との連携強化を図ります。また、関係職員を対象とした研修にも取り組み、専門性の向上に努めます。</u> <u>なお、具体的な取り組みは、施策13「児童虐待への対応」などに掲載しています。</u> <u>また、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」は、地域の状況や国の動向等を踏まえながら、取り組みのあり方について検討していきます。</u> | その他 (内容・データ修正) |
| 233 | 1 | 3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供 | 3 幼児期の学校教育や保育の一体的提供 | その他 (語句修正) |
| 233 | 5 | 市内では幼稚園型認定こども園の2園(平成26年4月現在)に止まっています。 | 市内では幼稚園型認定こども園の2園(平成26年4月現在)にとどまっています。 | その他 (語句修正) |
| 233 | 6 | 新制度では、幼保連携型認定こども園は単一の施設として、 | 新制度では、幼保連携型認定こども園は <u>学校および児童福祉施設の法的位置づけを持つ</u> 単一の施設として、 | その他 (語句修正) |
| 233 | 10 | ○区域別の目標設置数・設置時期 【設置数の修正】 市全域 27施設 小倉北区 5施設 小倉南区 6施設 八幡西区 8施設 | 市全域 <u>26施設</u> 小倉北区 <u>4施設</u> 小倉南区 <u>5施設</u> 八幡西区 <u>9施設</u> | その他 (内容・データ修正) |
| 235 | 1 | 4 幼児期の学校教育・保育や | 4 幼児期の学校教育や保育、 | その他 (語句修正) |
| 235 | 3 | 質の高い幼児期の学校教育・保育や地域子ども・子育て支援の提供 | 質の高い幼児期の学校教育や保育、地域子ども・子育て支援の提供 | その他 (語句修正) |
| 235 | 30 | 子どもに関わる専門的な知識および技術を要する支援に関する施策の実施と連携 | 子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する施策の実施と連携 | その他 (語句修正) |